

大和市人権指針改定検討委員会 第5回会議議事録

日 時：平成27年11月18日（水） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：大和市生涯学習センター 204特別室

出席者：鏡会長、渡辺副会長、落合委員、古谷田委員、佐藤(正)委員、佐藤(倫)委員、土井委員、樋口委員

（事務局）船越課長、折笠係長、今野主事

欠席者：遠藤委員

傍聴者：1名

議 題：1. 開会のあいさつ

2. 講義「生活困窮者について」

講師：稲葉 剛（いなば つよし）さん

3. 質疑応答

4. 「大和市人権指針」について意見交換

5. その他

1. 開会のあいさつ

国際・男女共同参画課 船越英一課長よりあいさつ。

2. 講義「生活困窮者について」

講師に稲葉 剛（いなば つよし）さんを招いての講義。

- 貧困の問題は見ようとしなければ見えない。見えにくい問題。
- 日本の相対的な貧困率は16.1%、子ども（17歳以下）の貧困は16.3%で、6人に1人が貧困であると言われる。
- こういう講義をしていると、「本当にそんなに貧困があるのですか」と聞かれることが多い。たしかに発展途上国のように靴を履いていない子どもは見ない。先進国の貧困というのは、格差の問題が出てくるので、貧困であることを恥ずかしいという思いがある。
- 特に子どもの貧困においては、親は子どもに恥ずかしい思いをさせないために、無理をしてでも周りに貧困であることをわからないように着るものを買って与えたりする。そのため、子どもの貧困は表向きには見えないことが多い。
- ただ実際は、食べ物が不足していたり、粗末なものを買っていたりする状況がある。
- 貧困は進学にも影響し、次の世代にも影響する。
- 日本の貧困は見えにくいので、なにか隠れているのではないかと、という目で見ると問題を見つけていく必要がある。
- 「銚子市・母子心中未遂事件」：母娘は県営住宅に暮らしていた。母の収入は不安定で月10万円くらいで、次第に家賃を滞納することになった。最終的に、県営住宅から退去し

てほしいと言われ裁判になり、裁判で強制執行が決まった。そして、強制執行の当日に、将来を悲観して、娘の首を絞め殺して、自分も死のうとしていたところ、裁判所の係員が発見し、保護、逮捕されたという事件。

- 中学生の娘が運動会で使った赤いハチマキで娘の首を絞め殺し、母はその時の映像を見ながら呆然としているところを捕まった。
- 母子の悲劇は防げなかったのか考えた結果、いくつかの問題点が挙げられた。
- 公営住宅はそもそも低所得者向けのものであり、収入が低ければ、それに応じて家賃が減免される制度がある。この母子家庭は減免の対象になり、家賃も数千円まで下げられたであろうが、この制度が母に知らされていなかった。
- 県は、県営住宅の管理、家賃の徴収を外部に委託しており、家賃を徴収する者は制度について説明できない者であった。本来であれば、滞納が続いていれば生活が困窮していると判断し、制度を知らせるべきだが、それがなされていなかった。また、県の職員は一度も現地に行っていなかった。
- 福祉に関しては市が行っている。一度、母は国民健康保険料が払えないと相談に行っていた。保険課は、かなり生活に困窮していると判断し、福祉課へ行くように伝えた。しかし、福祉事務所では十分に聞き取りが行われず、収入状況が把握されなかった。結局、生活保護という制度の説明だけになり、後追い調査も行われなかった。
- 本来は、生活保護は申請がなくても制度を使うことができるが、なかなか生活保護受給者が増えており、福祉事務所もそこまでできていないのが現状。
- 母子側は社会的に孤立をしていて、なかなか SOS が届かず、行政側も接点はあったが支援までいかなかった。
- 結果、母は中学生の娘を抱えたままホームレスにならなければいけないということに自暴自棄になり、事件は起こってしまった。
- 「名古屋市での殺人事件」：名古屋市中村区の公園で、20 歳の男性が、アルバイトを首になり、アパートを退去し、路上生活をしていて、人生が嫌になり死刑になりたかったという自暴自棄な理由で、53 歳の男性を刺し殺した事件。
- 20 歳男性の犯行は防げなかったのか。アルバイトの解雇は労働法上適性であったのか。労働組合に相談できなかったのか。アパートを退去する前に、生活に困窮した時点で、福祉事務所や NPO に相談できなかったのか。
- 相談者の中には、既にホームレスになってしまった人が多い。家賃を払えなくなったから、もうダメだと思い退去してしまうケースがあるが、実際は「借地借家法」で、アパートの入居者の権利は強く守られている。家賃を1ヶ月や2ヶ月滞納しただけでは、大家が入居者を追い出すことはできないので、その時点で法律家等への相談をしてほしい。
- 24 時間の電話相談などもあるので、SOS を出してほしい。
- 今年 6 月 30 日の東海道新幹線での放火事件も、放火し亡くなった男性は生活保護を受けられる生活困窮状態であり、1ヶ月程度家賃も滞納していた。犯行日が月末なのは、家賃の滞納がさらに1ヶ月増え、ホームレス化してしまうということへの恐怖もあったのではないかと推測できる。

- ホームレス化する前の、SOSを受け取る体制が必要である。
- 近年全国的に、行政の対策や生活保護の受給が進んで、路上生活者、狭い意味でのホームレスは少なくなってきた。1番多いときの4分の1程度まで少なくなり、厚生労働省の数字では6,500人程度とされている。この人数には過小評価でないかと調査に疑問もあるが、減少傾向にあるのは事実である。
- 基本的には路上、公園、河川敷に生活している人々をホームレスと呼ぶが、自分たちはネットカフェ、友人宅を渡り歩いて生活する人々を含んで呼んでいる。その広い意味でのホームレスは増えていると考えられる。
- ビックイシュー基金※が「若者の住宅問題※」という調査をした。首都圏・関西圏に暮らす20～30代・未婚・低所得(200万未満)の若者1,767人にインターネットで調査。ワーキングプアを対象にし、学生は除いている。

※ビックイシュー基金「若者の住宅問題」：[http://www.bigissue.or.jp/activity/info\\_15010802.html](http://www.bigissue.or.jp/activity/info_15010802.html)

- 最近では、働いている人の4割が非正規雇用であると言われ、20～30代の3割が低所得(200万未満)であると言われている。そういった人々が広い意味でのホームレスになりやすい。
- 調査対象全体の77.4%が親と同居し、経済的に苦しくて親元を離れられないという状況にある。
- また、6.6%が安定した生活を喪失した経験、ホームレスを経験している。親と別居している人々では7人に1人、13.5%がホームレスを経験しており、広い意味でのホームレスは身近な問題である。
- 一番安定している住居は持ち家とされ、賃貸、派遣会社の社宅、ネットカフェや24時間営業のファーストフード店、路上等の順で不安定な生活がある。非正規雇用の人はローンを組めず持ち家を買えない。持ち家でも、ローンが支払えなくなって手放すこともある。
- 公営住宅は大都市においては数十倍の倍率で高い。しかたなく民間の賃貸を探しても家賃が高い。
- 渋谷区でパートナーシップ条例が施行され、区営住宅に入れるようになったが、他の地域では同性カップルは公営住宅に申し込みないのが現状。若年単身者も公営住宅に申し込みない。さまざまな入居差別もある。
- 入居差別の現状については、(財)日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況調査(H22年実施)」のアンケートで、賃貸住宅管理会社・賃貸住宅経営者(家主)の19.6%が「入居者制限を行っている」と答えた。しかし、アンケートの性質上、答えていない会社・家主もいると思うので、実際はもっと多いだろうと思う
- 入居者制限で一番多いのは「単身の高齢者は不可」で、孤独死を恐れて入居を制限している。今年5月に川崎市の簡易宿泊所(ドヤ)で火災が起き、11名が亡くなった。宿泊者のほとんどが生活保護を受けている。この背景には、高齢の単身者、高齢の夫婦がアパート等に入れられないという現状がある。

- 入居者制限には、留学生や障がいのある方がいる家族、世帯主が失業している家庭、小さい子どものいる家庭などがある。
- 路上生活者の襲撃事件が問題になっている。2014年に東京都内の347人の路上生活者に聞き取りをしたところ、4割が襲撃されたことがあると回答した。
- 1995年以降、東京都内だけで11人の路上生活者が暴行により死亡している。
- 加害者は「子ども・若者」が38%と多く、物を投げられたりなど、物を使った暴力が多い。
- 相対的貧困率は全体で16.1%、子どもの相対的貧困率は16.3%で、微増している。
- 一人当たり月10万円しか生活に使えないということを、貧困の一つの基準にしている。
- 子どもの貧困率を上げているのが、ひとり親家庭の貧困である。ひとり親世帯の54.6%が貧困である。多くが母子家庭であり、男女共同参画が進んでいないことも一因であり、子どもの貧困に繋がっている。
- NPO法人「もやい」では生活困窮者に対し様々な取組みを行っているが、生活相談に力を入れている。週2回の電話相談と週1回の面談をしている。年間700~900件の相談がある。
- 2008年9月のリーマンショック以降、派遣切りが問題になったときは、月200件の相談があった。
- 相談に来る年齢層は10~80代と幅広い。若年層（30代）は3割を占める。
- 必要に応じて生活保護の申請に同行するが、役所がきちんと対応してくれていないところもある。「一人で役所に相談に行ったが、何もしてもらえなかった」と答えた人は7割。
- 鎌倉市の生活保護の窓口が衝立で覆われていたということもあった。
- 若年の女性の貧困に関するドキュメンタリーで、30代のシングルマザーが「いくら市役所に通っても、生活保護の申請までに2ヶ月、3ヶ月かかるよ、と言われた」と言っているが、これは正しくない。市役所は申請者を追い返すために正しくないことを伝えている。
- 女性は生活保護を断念し、託児所付きの性風俗店へ仕事を求めに行った。性風俗店が、セーフティネットの代わりになってしまっている。
- 福祉事務所、市役所が生活保護の申請を受け付けないことで生活に困窮し、死亡する事件がある。
- 生活保護を受給できる要件の生活困窮者の2~3割が生活保護を受給していて、7~8割は生活保護というセーフティネットから漏れてしまっている。
- 生活困窮者自立支援法が4月から施行された。自立相談支援事業と「住居確保給付金」の支給は、義務となっているが、その他の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習等支援などの事業は任意事業である。
- 一般的には9割以上が高校へ進学するのに比べて、生活保護受給家庭の子どもは7割程度しか高校へ進まない。学習等支援により、学歴を身につけ、貧困にならないようにする。
- 任意事業は、地域差が出ている。地域によってそれぞれ創意工夫をしてやるもの。

- 役所の方から困窮者を見つけていく（アウトリーチする）必要がある。
- 公営住宅、水道料金等の滞納を、全庁的に情報共有をして、生活困窮を見つけ、SOSを受け止められるようにするべきである。
- 国ではよりそいホットラインという生活困窮、自殺予防、DV、セクシュアルマイノリティの相談を受けている。ライフライン業者との連携を進めている。

### 3. 質疑応答

(副会長) 生活保護の申請はなぜ追い返されるのか。

(講師) きちんと申請を受け付ける役所もあるが、文化伝統のように「路上生活者が来たら500円をあげて他の市に行ってもらおう」ということが続けられている役所もある。近年、生活保護受給者が増えていて、役所の職員がオーバーワークであることも一因であると思う。生活保護受給者にはケースワーカーが一人ひとり付き、一人のケースワーカーはおよそ80世帯担当するが、都市部では120～150世帯を担当している。生活保護の申請を受け付けると、仕事が増えるため、受け付けないということだろうと思う。

(委員) 民生委員をやっているが、地域で生活困窮者には会わない。民生委員の役割があるのか。

(講師) 地域で活動する民生委員や自治会などと連携し、生活困窮者を見つけられるとよい。相談窓口で待っているだけでなく、生活に困窮した方を見つけていくことが必要である。早期発見し、早期支援に繋げたい。

(委員) 民生委員としてでもプライバシーの壁があるので、なかなか聞けない。困っている方々は自治会に入ってもらえない。必要な人に情報が届けられない。困っている方々は「自分が働かないから悪い」などと、自分の権利を行使せず自分のせいにする人が多い。どうしたらいいのか。

(講師) ひとつは、生活困窮者自立支援法によって自立相談支援事業ができたので、今までは生活保護の窓口で、該当する人しか支援を受けられなかったが、生活保護受給に該当しなくても相談できるということを知らせてあげることが必要である。

(傍聴者) 4月から自立相談支援事業の「生活困窮者自立相談支援窓口 就労支援員」をしている。相談内容は様々である。しかし大和市はまだ任意事業を進めていないので、「住居確保給付金」の支給しかできていない。これは家賃に対して支給するものなので、生活費はどうにもしてあげられない。就職が決まればいいが、就職が難しい人が多い。軽度の精神疾患の方など若い方も相談に来る。軽度なので働けるが、続けていくことが困難で辞職してしまった人もいる。家賃補助と就労支援だけでは、生活を支えてあげられない。返済のめどがたたないと貸し付けも出来ない。生活費の給付が出来ず、悩みながら業務にあたっている。

(講師) 生活困窮者自立支援法ができる当初から、「住居確保給付金」だけではどうにもできない部分があると言われていた。生活困窮者自立支援法ができたことはよいことであるが、まだ発展途上の法律である。これから市としても改善してほしいという声を上げてほしい。

(委員) 最近、近所でホームレスらしき人を見かける。同じ時間、同じ場所、同じ格好で、同じ方向から歩いてくる。一年中、変わらず、同じ荷物を引いている。声を掛けようと近づいたが去られてしまった。どうしたら、情報などを伝えられるか。寒くなると心配になる。

(講師) 寝ている場所が分かればよい。東京では、区内の炊き出しの場所や区のサービスなどを載せた「路上脱出ガイド」というものを配っている。一般の人にも、近くに路上生活者がいたら渡してもらえるように呼びかけているが、街を歩いている人にはなかなか渡しにくい。寝ているところが分かれば、枕元に置くことができる。そうすることで「気にかけてくれている人がいるんだな」ということが伝わる。「路上脱出ガイド」は図書館にも置かれている。

(委員) 行政や社会福祉協議会などとNPOなど民間団体との関係はどうか。「路上脱出ガイド」などのパンフレットを作成する資金はどうしているのか。

(講師) 団体は様々で、地域に密着している団体もあれば、「もやい」のように広域的に相談事業をしている団体もある。相談者は、DV、虐待、精神疾患、借金など複合的に問題を抱えており、相談者本人はよく分からなくなっているため、団体と一緒に相談者が抱える様々な問題の整理し、行政につなげている。また、行政が支援すべき方々で、そのセーフティネットから漏れてしまっている方々を団体で支えていることもある。賃貸契約の保証人を提供する事業も行っている。みんなが集まること出来る交流サロンも行っている。資金は、基本的に寄付金で運営している。「路上脱出ガイド」やインターネットを通して、情報を発信し団体を知ってもらおう。寄付だけでは団体の経営は苦しいが、なんとかやっている。

(委員) 生活困窮者の相談の話を聞くと、今食べるものに困っているということで支援し、その場をしのいで、自立に繋がっても、また3ヵ月後くらいに困窮することがある。家計のコントロールから支援していかないといけないという話をする。「もやい」ではどういう関わり合いを持って、自立につなげているか。

(講師) 残念ながら家計など生活の面までの手厚い支援はできていない。何かあったときにすぐに相談してもらえるような信頼関係は築くようにしている。

(会長) それでは、講師はここで退席いたします。本日は誠にありがとうございました。

(ここで講師退室)

#### 4. その他

次回会議日程については、12月14日(月)午後2時00分～午後4時00分に行うこととなった。

以上